

岐 阜 県 公 報

第 五 百 八 十 号
令 和 六 年 七 月 九 日
(火 曜 日)

目 次

告 示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定 医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者 等の指定	(地域福祉課) 二八九
指定医療機関の廃止の届出	(同) (二九〇)
医療機関の指定辞退	(同) (二九〇)
介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指 定	(同) (二九一)
指定介護機関の名称等の変更の届出	(同) (二九一)
保安林に指定する予定である旨の通知	(森林保全課) 二九二
道路の供用開始	(道路維持課) 二九三
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課) 二九三
土地改良事業の工事の完了 落札者等に関する公示	(農地整備課) 二九四 (図書館) 二九四

公 示

告 示

岐阜県告示第二百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年七月九日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
垣 内 医 院	高山市国府町広瀬町一六〇番地	令和六・五・一
みづら内科・糖尿病ク リニック	美濃市松栄町五丁目七五番地	同
ふくろう在宅クリニック	各務原市蘇原新生町二丁目一〇番 地一	同
本田歯科クリニック	関市西木戸町二〇番地	同
しょうなん調剤薬局 竹鼻店	羽島市竹鼻町狐六二五〇番二	同

やまむら乳腺・外科ク
リニツク 多治見市太平町三丁目七 一 令和 六・ 六・ 一

く ば 齒 科 医 院 本 県 郡 北 方 町 高 屋 条 里 三 丁 目 九 五 番 地 同

岐阜県告示第二百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年七月九日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
株式会社エリアサポートジャパ	可児市瀬田五二七番地一	訪問看護ステーション 陽だまり	可児市瀬田五〇八番地一 二階	令和 六・ 五・ 一
株式会社アンビ	東京都中央区京橋一丁目六番一号	医心館 訪問看護ステーション 大垣	大垣市大井二丁目二六 一	同
株式会社イー・ニーズ	多治見市宝町五丁目八三番地	エブリ訪問看護ステーション	多治見市赤坂町一丁目九八 一	同
株式会社ポイン	岐阜市鹿島町七丁目三〇番地	いろは訪問看護ステーション	羽島郡岐南町薬師寺五丁目三六番二 号室 コーボ水崎三〇 二 号 室	令和 六・ 六・ 一

岐阜県告示第二百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年七月九日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
垣 内 医 院	高山市国府町広瀬町九五五 一	令和 六・ 四・ 三〇
丹 生 川 診 療 所	高山市丹生川町方八八	同
みづら内科・糖尿病クリニック	美濃市松栄町五 七五	同
ふくろう在宅クリニック	各務原市蘇原野口町五丁目一三〇 番 地	同
本田歯科クリニック	関市西木戸町二〇	同
しょうなん調剤薬局 竹鼻店	羽島市竹鼻町狐穴二五〇番二	同
ライン調剤薬局 野店	関市西福野町二 一 五	令和 六・ 五・ 一

岐阜県告示第二百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十一条第一項の規定により次の指定医療機関がその指定を辞退したの

で、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年七月九日

岐阜県知事 古田 肇

名 称 所 在 地 指定辞退年月日
ケンコー薬局 大垣市桑田町一三三三 令和六・五・二〇

令和六年七月九日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称 居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地 サービスの種類 居宅介護事業所等の名称
同 同 同 同

株式会社ポイント 岐阜市鹿島町七丁目三〇番地 訪問看護 いろいろ訪問看護ステーション

同 同 訪問看護 同

岐阜県告示第二百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

居宅介護事業者等の名称 居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地 サービスの種類 居宅介護事業所等の名称

医療法人 虹いろ 恵那市長島正家三丁目一六番地一〇 訪問看護 虹いろ在宅ケアクリニック

岐阜県告示第二百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年七月九日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業所等の名称 指定年月日
同 同

羽島郡岐南町薬師寺五丁目三六番二コーポ 令和六・六・一
水崎三〇二号室

同 同

定介護機関からその名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年七月九日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業所等の名称 変更年月日
同 同

新 恵那市長島正家三丁目一六番地一〇 令和六・四・一
旧 恵那市大井町一三四番地八二

<p>一 保安林予定森林の所在場所 揖斐郡池田町藤代字大門六四五の一、六五六の一、六五六の二、字鍋沖六六八の二、 六八〇の二</p> <p>二 指定の目的 土砂の流出の防備</p>	同	同	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同
<p>岐阜県告示第三百一号</p> <p>森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。</p> <p>令和六年七月九日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>	訪問リハ センター シヨン	居宅療養 管理指導	通所リハ センター シヨン	訪問リハ センター シヨン	介護予防 訪問看護	介護予防 訪問看護	介護予防 訪問看護	介護予防 訪問看護

<p>三 指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>1 主伐は、択伐による。</p> <p>2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種</p> <p>次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p>	同	同	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同

岐阜県告示第三百二二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年七月九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年七月九日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	高山方線	高山市丹生川町方字中田一三二六番六地先から同市同町同字町下一二四六番三地先まで	九二・八	令和六・七・九	令和二・六・三

岐阜県告示第三百二二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により告示する。

令和六年七月九日

岐阜県知事 古田 肇

平瀬	次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。） 下呂市金山町菅田桐洞
	字和田 一一五番一の 一 字和田洞 五七番一の 二 五七番三 五七番三 三

八〇番二七	四号及び五号
八〇番二二	六号
八五番三	七号
六八番一	八号
一一七番一	九号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により告示する。

令和六年七月九日

岐阜県知事 古田 肇

橋戸平一	次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。） 下呂市夏焼
字御堂前	二七三四番 一号
字橋戸平	三〇四〇番 二号及び三号
	三〇三六番 四号
	三〇三五番 五号
字東之本	三二七三番 六号
	三二七二番 七号
	三二七〇番 八号
	三二二四番 九号
字中屋畑	三〇四九番 九号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項

の規定により告示する。

令和六年七月九日

岐阜県知事 古 田 肇

<p>次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。）</p> <p>加茂郡東白川村越原</p>	
越原 4	
字曲坂	一〇一番一 一号
字洞山	一三一番一 二号
	一三一番一 三号及び四号
字曲坂	九九番四地先河川敷 五号
字洞山	一三一番五 六号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

令和六年七月九日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
中山間地域総合整備事業 （農業用排水施設整備）	東白川地区	令和五・三・一六
中山間地域総合整備事業 （農道整備）	東白川地区	令和六・二・二九
中山間地域総合整備事業 （ほ場整備）	東白川地区	平成三〇・二・二八

中山間地域総合整備事業 （農地防災）	東白川地区	令和六・二・二九
中山間地域総合整備事業 （暗渠排水）	東白川地区	平成二七・四・三〇

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和六年七月九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 特定役務の名称及び数量 岐阜県図書館書誌情報システム再構築及び維持管理業務並びに機器貸借 一式
- 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 入札公告を行った日 令和六年四月十九日
- 落札者を決定した日 令和六年五月三十日
- 落札者の氏名及び住所 富士通Japan・FLCS共同企業体
代表者
岐阜市橋本町二丁目八番地
富士通Japan株式会社 東海公共ビジネス部
部長 馬淵 正人
- 落札金額 152,867,000円
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県図書館企画課
(2) 所在地 岐阜市宇佐四丁目二番一号

令和六年七月九日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶらりとびあ十三 岐阜文芸社